

入札説明書

- 1 業務名 令和8年度上越森林管理署舎清掃業務
- 2 入札公告日 令和8年2月5日（木）
- 3 証明書等の提出期限 令和8年2月27日（金）午後4時00分まで
- 4 提出先 上越森林管理署 総務グループ
- 5 証明書等
- (1) 全省庁統一資格の審査結果確認通知書の写し
令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において、『関東・甲信越地域』の参加資格を有していること。
- (2) 事務所や事業所等に供する建築物の清掃業務の実績を証明する資料（契約書等の写し）
※過去3年間の実績を証明する資料を添付すること。なお、契約書の写しを添付する場合は、契約日や契約当事者がわかる箇所のみでよい。
- 6 入札及び開札
- (1) 電子調達システムによる入札の場合
令和8年3月5日（木）午前9時00分入札開始
令和8年3月6日（金）午前11時00分入札締切
- (2) 紙入札方式による入札の場合
令和8年3月6日（金）午前10時55分入札開始
令和8年3月6日（金）午前11時00分入札締切
- (3) 開札日時
令和8年3月6日（金）11時01分
※郵便入札も可とする。
この場合、簡易書留または配達証明郵便で令和8年3月5日（木）午後4時00分必着とする。
(入札書の日付は令和8年3月6日と記載すること)
なお、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できることに留意すること。
- 7 会場 上越森林管理署 1階会議室
- 8 契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
- 9 配布資料
- (1) 入札説明書
ア. 契約書（案）
イ. 仕様書
ウ. 証明書表紙
エ. 入札書
オ. 委任状作成例
- (2) 関東森林管理局等競争契約入札心得
関東森林管理局のウェブサイトからダウンロードし、熟読してください。
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>

契 約 書 (案)

- 1 業務名 令和8年度上越森林管理署清掃業務

2 業務場所 上越森林管理署（上越市大道福田 555 番地）

3 業務内容 別紙 仕様書のとおり

4 業務期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

5 請負金額 ¥ . -
(うち消費税及び地方消費税額¥
(月額 ¥ . -))

6 契約保証金 免除

上記の作業について、分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長 松井 章二（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、下記条項により請負契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 住所 新潟県上越市大道福田 555 番地
分任支出負担行為担当官
氏名 上越森林管理署長 松井 章二

受注者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○
○○ ○○

条 項

(総 則)

第1条 受注者は、頭書の作業を別添「清掃作業仕様書」に従い実施し、発注者は、これに対し請負代金を支払うものとする。

2 発注者は、この作業の実施について、発注者の指定する監督職員（以下「監督員」という。）に監督させ、必要な指示をさせるものとする。

(作業実施日)

第2条 作業は原則として土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（令8年12月29日から令和9年1月3日まで）の休日を除く毎日とし、発注者の都合により作業日を変更する必要があるときは、変更の日の3日前までにその旨を受注者に通知して作業日を変更することができる。

(権利、義務の譲渡)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(使用人の届出)

第4条 受注者は、この作業に従事する作業員の住所・氏名・年齢・その他発注者の指示する事項の書面をもって届出て、発注者の承認を受けなければならない。作業員を変更し、又はその数を増減しようとするときも同様とする。

(作業場の注意事項及び秘密の保持)

第5条 受注者及び受注者の作業員は、安全衛生及び作業態度に十分注意し、発注者の公務執行に支障をきたさないよう誠実に作業を実施するものとする。また、受注者が作業中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(火災、盗難の防止)

第6条 受注者は、火災・盗難等の防止に協力し、火災・盗難等の防止のため必要があるときは臨機の措置をとらなければならない。この場合は、あらかじめ監督員の意見を聞くこととする。ただし、緊急でやむを得ない事情があるときはこの限りではない。

2 前項の場合において、受注者は措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

(電力・給水等の負担)

第7条 発注者は、作業に必要な電力・給水等について、これを負担する。

2 受注者は、電力・給水等の節減に務め、効率的に使用しなければならない。

(使用材料等)

第8条 この作業に使用する清掃用具及び洗剤等の消耗品については、あらかじめ監督員の承認を受けたものを使用する。

(作業実施の確認)

第9条 受注者は、作業を実施したときは、その都度、作業日報を発注者に提出し、発注者の指定した職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格しないものがあるときは、受注者は、直ちに手直しをして再検査を受けるものとする。

(損害の負担)

第10条 受注者は、発注者の施設及び備品等について、善良な管理者の注意義務をもって取扱うものとし、故意又は過失により滅失あるいは毀損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、発注者・受注者で協議し定めるものとする。

2 受注者の作業中における作業員の負傷、その他の事故又は第三者に損害を与えたときは、受注者がその責任を負わなければならない。

ただし、発注者の責に帰すべき理由によって生じたものはこの限りではない。

(作業の中止又は作業内容の変更)

第11条 発注者は、必要があるときは、作業の中止又は作業内容を変更することができる。この場合に請負金額を変更する必要があるときは、発注者・受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(請負代金の支払)

第12条 受注者は、第9条により発注者の検査に合格したものについて、1か月ごとに頭書の月額料金をもって請負代金の請求をすることができる。

2 発注者は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料の支払をしなければならない。発注者の都合により、支払期限を経過し支払遅延となった場合は、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を受注者に支払うものとする。

(業務の履行責任)

第13条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは(以下「契約不適合」という。)、発注者は、受注者に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発注者が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行つた後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならぬ。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 受注者が、清掃作業仕様書等に基づく清掃作業の実施等契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込がないと発注者が認めたとき。
- (2) この契約について、受注者が契約上の義務違反又は不正行為をしたと発注者が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第19条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合)

第16条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、業務が完了しない間は、第14条又は第15条に定める場合のほか、発注者の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第18条 発注者は、第14条及び第15条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(受注者の催告による解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条 受注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 発注者が第11条の規定により契約を変更又は中止したため、請負金額が頭書金額の3分の1以下に減少したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合)

第 21 条 第 19 条及び前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第 19 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 22 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、発注者は受注者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(解約時の支払)

第 23 条 この契約を解除した場合、発注者が認めた既済部分に対しては、その請負代金を発注者は受注者に支払うものとする。

(債権・債務の相殺)

第 24 条 この契約により、受注者から発注者に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、受注者の支払うべき金額が発注者の支払うべき金額を超過するときは、受注者は、その不足額について発注者の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(契約外の事項)

第 25 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第 26 条 この契約に関し紛争を生じたときは、発注者、受注者協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 27 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定によ

る排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第28条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

（2）前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（3）受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙のとおり

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以後の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

清掃作業仕様書

1 業務の目的

上越森林管理署庁舎及び構内の執務環境（衛生面）の維持

2 業務の場所

新潟県上越市大道福田 555 番地 上越森林管理署庁舎及び構内

3 作業実施日及び時間等

- (1) 休日（土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）、年末年始（令和8年12月29日から令和9年1月3日まで）を除く毎日。
- (2) 作業時間 午前7時30分～午前11時30分（4時間）※準備及び片付けを含む。
作業種ごとの清掃回数等については、別紙「清掃作業内訳書」のとおり

4 業務内容（日常の清掃等）

(1) 床の清掃（共通）

電気掃除機又は箒で塵芥を除去し、固く絞った水拭きモップで汚れを拭き取ること。

(2) 紙くず、その他塵芥（空き缶、空きビン）等の処理

各室のごみ箱のごみ及びシュレッダーくずを回収し、紙くず、その他塵芥及び湯沸室の茶殻等を、可燃物と不燃物とに区分し、指定の場所に置くこと。

タバコの吸殻処理にあたっては、火災防止に注意を払い、適宜灰皿を清掃すること。

(3) ブラインド及び屋内駐車場シャッター等の開錠

作業着手前に窓ガラスのブラインド及び屋内駐車場のシャッターを開け、廊下のドアを開錠すること。

なお、施錠は発注者が行う。

(4) 玄関の清掃

塵埃を取り除きタイル部分は必要に応じて水洗いすること。また、必要に応じて玄関マットの塵埃も除去すること。

(5) 湯沸室の清掃

- ・茶湯の準備、湯飲み茶碗の洗浄及び茶殻入れのゴミ回収を行い、それぞれ所定の場所に配置すること。
- ・発注者が支給する洗剤やたわし等の消耗品について、適宜交換または補充すること。
- ・作業後は流し台を清掃し、清潔に保つこと。

(6) トイレの清掃

- ・床は塵埃を取り除き、固く絞った水拭きモップ等により仕上げる。
- ・トイレマットの洗浄は週3日行うこと。（月・水・金）
- ・便器、洗面器類は、洗浄液を用いて丁寧に洗浄し、水洗いして雑巾拭きする。

洗面器は、パイプの詰まりがないか定期的に確認すること。

- ・汚物容器の汚物を取り除いて洗浄し、発注者が支給するトイレットペーパーやペーパータオルを補充すること。

(7) 構内（屋外）の清掃

- ・庁舎敷地内にある落ち葉、砂、ゴミなどを、箒で掃き、取り除くこと。
- ・冬期（12月～3月）は、必要に応じて庁舎入口の除雪を行うこと。ただし、機械を使用しない軽微なものに限る。

(8) その他

階段の手すり、ドアノブ、電灯スイッチなど、高い頻度で人の手が触れる箇所について、アルコール消毒液を用いて消毒すること。

5 定期清掃（年3回実施：実施日時は協議のうえ決定。おおむね4か月に一度実施。）

(1) ワックスがけ

掃除機等で集塵し、固く絞った水拭きモップ等で汚れを拭き取った後、全面にワックスを塗布して仕上げる。

作業にあたり、椅子等を移動した場合は、作業完了後に元の場所に確実に戻すこと。

(2) 窓ガラス清掃

窓ガラスの内側と外側を拭き上げ、ガラス表面に付着した埃等を取り除く。

6 作業完了の報告

作業日報または報告書を作成し、業務終了時に監督職員の確認を受けること。

（日常の清掃、定期清掃共通）

7 その他

- ・庁舎施設に異常を発見した場合は、監督職員に報告し、その指示に従うこと。
なお、緊急を要する場合は適切な処置を講じた後、直ちに監督職員に報告すること。
- ・本業務は、この仕様書に基づいて実施するものとし、ここに示されない事項については、発注者と受注者で協議のうえ実施するものとする。

(別紙)

清掃作業内訳書

区分	作業内容	作業面積 (m ²)	作業頻度	備考
玄関	塵芥除去及び部分水洗い、マット清掃	4. 97	毎日	木製床
廊下（1階及び2階）	塵芥除去及び部分水拭き	52. 35	毎日	木製床
1階会議室	塵芥除去及び部分水拭き、ごみ収集	39. 75	毎日	木製床
階段	塵芥除去及び部分水拭き	22. 36	毎日	木製床
男子トイレ 女子トイレ ユニバーサルトイレ	塵芥除去及び部分水拭き、ごみ収集、便器・洗面器類の洗浄	19. 28	毎日	弾性床
1階書庫	塵芥除去及び部分水拭き	26. 50	週2回程度	弾性床
署長室	塵芥除去及び部分水拭き	22. 36	毎日	木製床
事務室 シュレッダー室	塵芥除去及び部分水拭き	165. 20	毎日	木製床
湯沸室	塵芥除去及び部分水拭き、ごみ収集、茶碗等の洗浄	8. 90	毎日	弾性床
男子更衣室 女子更衣室 更衣室出入口	塵芥除去及び部分水拭き	9. 94	毎日	弾性床
男子休憩室 女子休憩室	塵芥除去、ごみ収集	17. 39	毎日	畳
1階倉庫	塵芥除去及び部分水拭き	19. 87	毎日	弾性床
車庫	塵芥除去及び部分水洗い、ごみ収集	79. 50	週2回程度	コンクリート
高田森林事務所	ごみ収集	—	毎日	—
屋外（玄関・軒下）	塵芥除去及び部分水洗い	31. 05	毎日	タイル コンクリート
屋外（駐車場）	箒掃き（落ち葉や砂等の回収）	820. 98	週2回程度	アスファルト
什器洗浄等	湯飲み茶碗の洗浄、茶殻入れのごみ回収	—	毎日	—
ワックスがけ	木製床及び弾性床のワックス塗布	384. 79	年3回	定期清掃
窓ガラス清掃	窓ガラス両面の汚れの除去	58. 41	年3回	定期清掃

貸与品及び支給品

【貸与品】

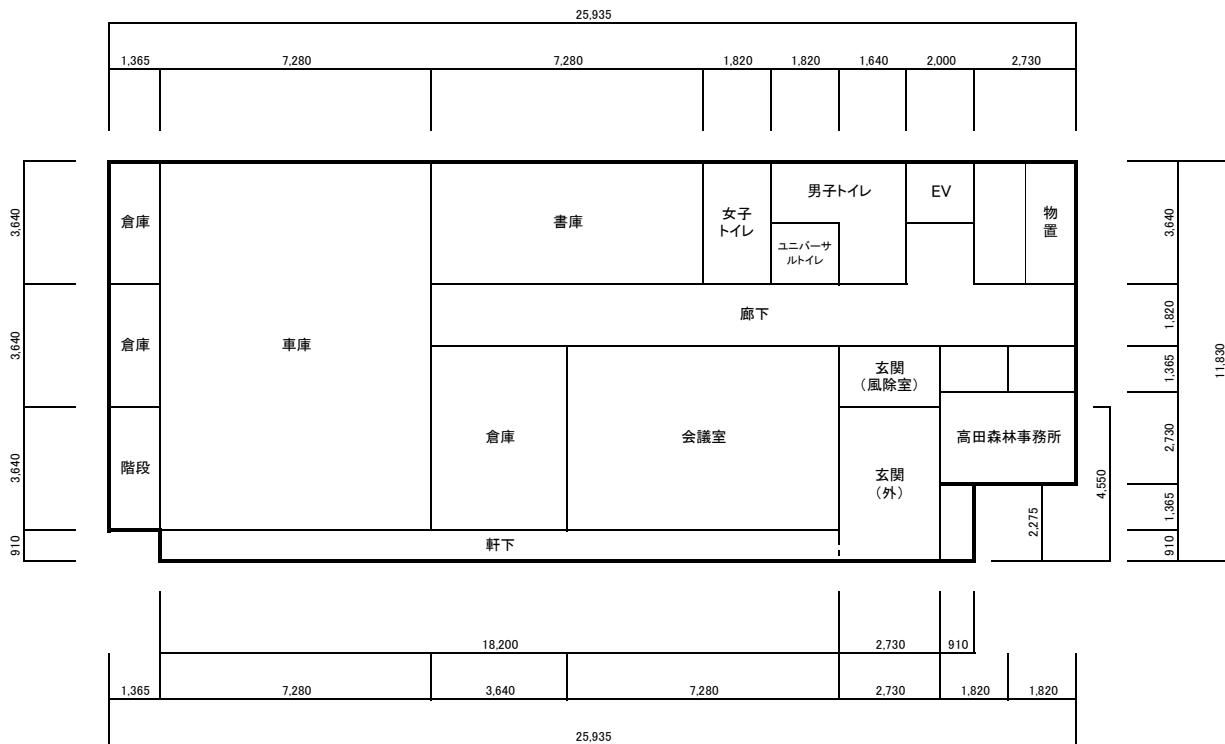
電気掃除機、箒、ちりとり、モップ、清掃用ブラシ、バケツ、トイレブラシ

【支給品】

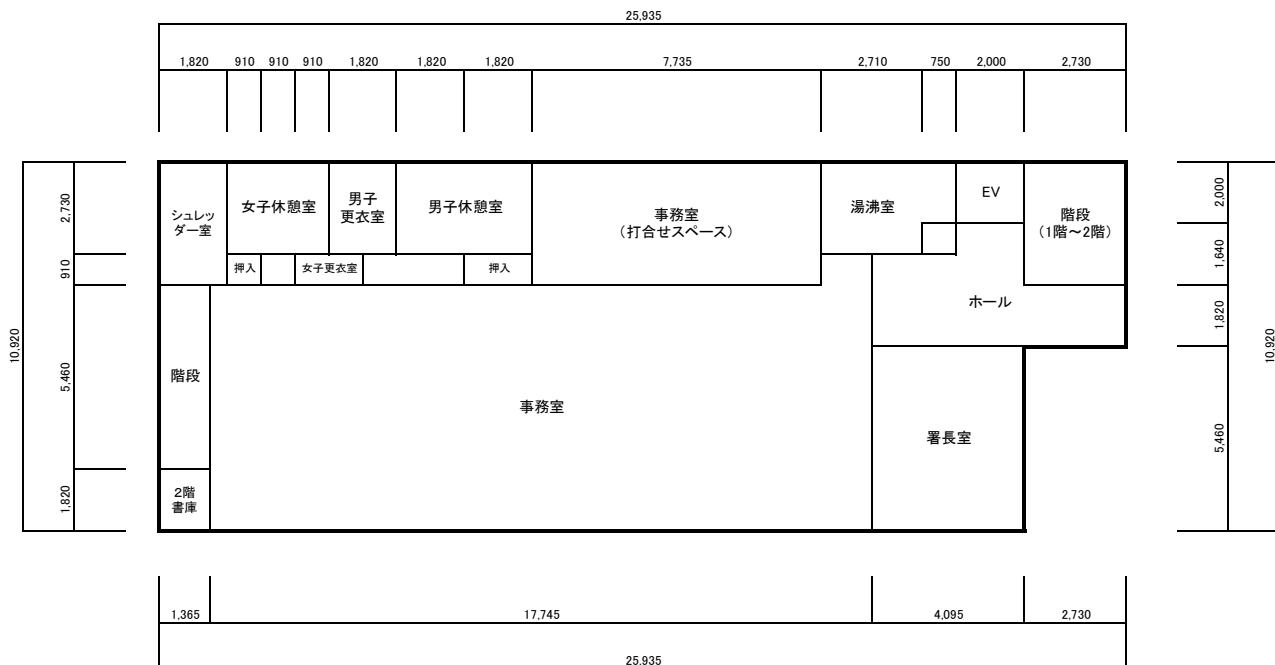
各種洗剤、スポンジ、たわし、清掃用ゴム手袋、ごみ袋、トイレ清掃用シート

庁舎図面

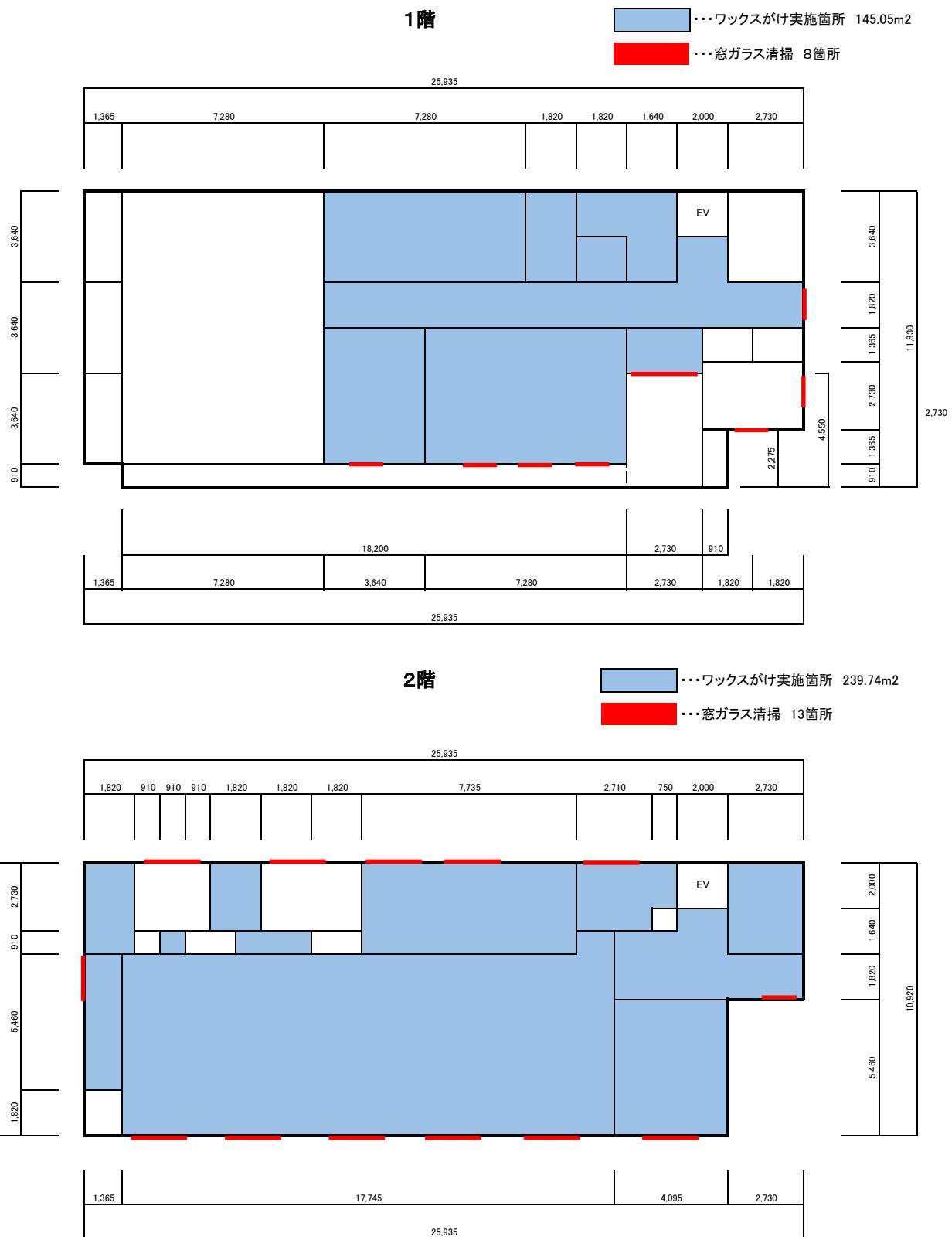
1 階



2階



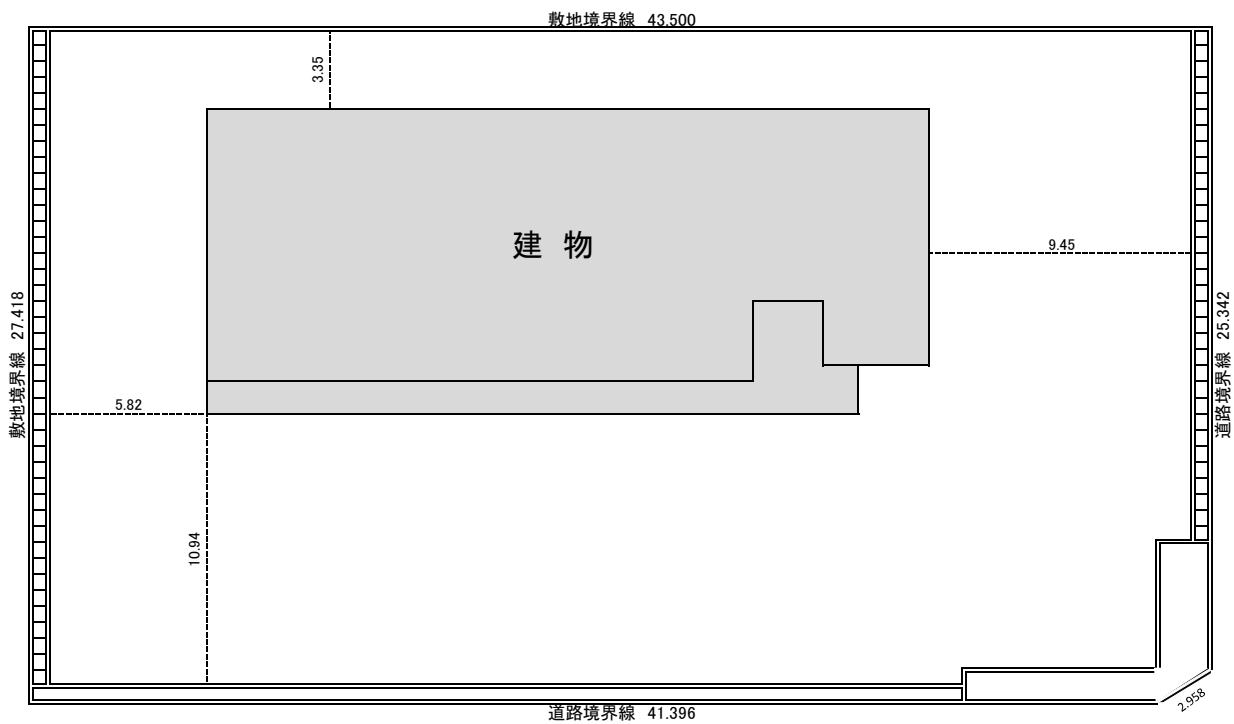
定期清掃箇所(ワックスがけ・窓ガラス清掃)



屋外清掃箇所

面積 : **820.98m²**

アスファルト : 800.90m² 植栽盛土部分 : 20.08m²



分任支出負擔行為担当官
上越森林管理署長 殿

下記のとおり実施したので報告します。

清掃作業実施簿 (月分)

受注者 :

令和8年度 年間作業日数

4月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

床の日常清掃等 21 日

5月	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

床の日常清掃等 18 日

6月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

床の日常清掃等 22 日

7月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

床の日常清掃等 22 日

8月	日	月	火	水	木	金	土
						1	
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

床の日常清掃等 20 日

9月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

床の日常清掃等 19 日

合計 床の日常清掃 241 日
日常巡回清掃 241 日
ゴミの回収処理 241 日
屋外清掃（玄関） 241 日
什器洗浄 241 日

10月	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

床の日常清掃等 21 日

11月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

床の日常清掃等 19 日

12月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

床の日常清掃等 20 日

1月	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

床の日常清掃等 19 日

2月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28						

床の日常清掃等 18 日

3月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

床の日常清掃等 22 日

床の定期清掃 3 回 (日時は別途協議)
窓ガラス清掃 3 回 (日時は別途協議)

別紙

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官

上越森林管理署長 殿

住 所

会社等名

令和8年2月5日公告

令和8年度 上越森林管理署舎清掃業務

一般競争入札の参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

- 1 令和7・8・9年度全省庁統一資格の審査結果確認通知書（写し）
- 2 事務所や事業所等に供する建築物の清掃業務の実績を証明する資料（写し）

担当者氏名：

所属部課名：

役 職：

電話番号：

E-mail：

様式第5号（第4条）

入札書

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官

上越森林管理署長 殿

（入札者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏名

¥

【内訳：月額 ¥

】

ただし 令和8年度上越森林管理署舎清掃業務 の代金

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び入札心得、仕様書、その他関係事項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A4列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

様式第6号（第4条）

委任状

代理人氏名

●● ●●

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

入札日を記入

2 件名 ○○○○○○○○○○○○○業務

物件名を記入

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

全省庁資格確認通知書に記載された住所・会社名・代表者役職・氏名を記入（ゴム印でも可）

委任された日付を記入

住 所 ○○県△△市□□町1-2-3

商号又は名称 ○△株式会社

代表者氏名

代表取締役

●● ●●

分任支出負担行為担当官

上越森林管理署長 殿

※代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても問題ございません。